平成２３年（フ）第６６１号
岐阜市茜部中島３丁目２番地茜苑406号室
債務者　渡邊　格子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６６６号
岐阜市正木中４丁目２番50号ハートハイツ201号室
債務者　藤井亜希子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
岐阜県可児郡御嵩町中1652番地６
債務者　神田　智子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１９９号
滋賀県東近江市長勝寺町272番地４、前住所滋賀県東近江市種町362番地３、居所滋賀県草津市笠山８丁目５―130　障害者自立支援施設滋賀県立むれやま荘
債務者　眞喜屋実幸
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２１１号
鳥取県米子市大谷町260番地１吉井ハイツＡ棟206号
債務者　髙橋　佳奈
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３８９号
広島市安佐北区三入南２丁目６番42号
債務者　高木　貞数
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８９号
広島市佐伯区楽々園６丁目７番６―909号
債務者　日詰　　進
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９０号
広島市佐伯区楽々園６丁目７番６―909号
債務者　日詰　玲子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
広島市中区舟入本町10番12―601号　ライブオーク隅田
債務者　内藤　浩一
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６号
山口県下関市一の宮町５丁目４番２―201号アーデントクレイル熊野
債務者　松原　健二
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
山口県下関市一の宮町５丁目４番２―201号アーデントクレイル熊野
債務者　横山　直美（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
愛媛県新居浜市庄内町５丁目11番42号
債務者　伊野　光江
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２号
愛媛県四国中央市上柏町1364番地１、前住所愛媛県四国中央市三島中央３丁目13番36号新町コーポ403号
債務者　大黒　真衣
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２号
福岡県飯塚市川島144番地１　川島コーポ106号
債務者　近藤恵美子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３７８号
福岡県久留米市国分町1344番地３　サンヒルズ国分Ａ204号
債務者　小林　茂泰
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1719番地１菊池団地４―302
債務者　成冨　政代
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５１２号
大分市大字森町91番地の２コーポすみれ201
債務者　河崎　　晶
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係